

先着10件!

三郷町役場

空き家リフォーム補助金

三郷町内の空き家をリフォームし定住する場合

最大 **50** 万円※改修費用
2分の1上限の

補助金が適用されます

さらに・・・!

中学生以下のお子様1人につき **10** 万円の加算(転入のみ)

そして、さらに・・・!!

転入されてきたとき、一律 **10** 万円の加算



☆諸条件がありますので裏面をご参照ください☆
☆着工前・契約前に申請してください☆



☆申請から補助金支払いまでの流れ☆

- ① **着工前・契約前**に利用者から役場に申請(添付書類 HP 参照)
※着工後の場合は、申請できません
- ②役場から利用者に補助金交付決定通知
- ③工事完了後に利用者から役場実績報告(添付書類 HP 参照)
- ④役場から利用者に補助金確定通知
- ⑤利用者から役場に補助金請求書を提出後、役場から支払い

■諸条件概略 (詳しくは三郷町 HP をご覧ください。サイト内検索で「空き家」と入力)

○交付対象者 (次のすべてに該当される方)

- ・町内所在の空き家を購入された又は取得された20歳以上の方
- ・対象空き家に5年以上定住される予定の方 (違反された場合は、補助金を返還していただきます。)
- ・対象空き家について他制度から補助金を受けていない方

○交付対象となる空き家

- ・昭和56年6月以降に建築されたもの
- ・建築後5年以上経過したもの
- ・3ヶ月以上人が使用していないもの

○交付対象経費

- ・公共下水道への接続工事
- ・台所、浴室、トイレ等の改修工事
- ・内装、屋根、外壁等の改修工事
- ・その他町長が必要と認める改修工事

○補助金額 (①～③の合計)

- ①交付対象経費の2分の1以内 (上限50万円)
- ②子ども加算として、中学生以下の子ども1人につき10万円 (転入の方のみ)
- ③他自治体から転入してこられたとき、10万円



三郷町役場環境整備部環境政策課 (担当: 高間)

TEL 0745-43-7341

URL <http://www.town.sango.nara.jp>